源 泉 徴 収 義 務 者 様

岩国市長　福　田　良　彦
（総合政策部課税課）

給与支払報告書の提出について（お願い）

住民税につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和９年度の給与支払報告書につきまして、下記の点に注意して提出いただきますようお願いします。

記

1　提出期限

令和９年２月１日㈪

2　提出の対象となる受給者

ア　令和８年中に給与の支払いがあり、令和９年１月１日に岩国市に居住していた方
※岩国市以外の市区町村に居住していた方は、該当の市区町村に提出してください。

イ　次に該当する方も提出をお願いします。
・アルバイト、パートの方　・年末調整を受けていない方　・確定申告をする方　・中途退職の方

3　提出するもの

①給与支払報告書（総括表）

ア　送付した総括表の裏面の書き方をご確認いただき、提出の際の表紙として使用してください。
（税理士事務所等を経由して提出されるときは、岩国市からお送りした総括表を使用するようお伝えください。）

イ　総括表には、支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。
（印字された法人番号に誤りがある場合は、黒字で訂正してください。）

②給与支払報告書（個人別明細書）
給与支払報告書（市町村提出用）を提出してください。提出の際は総括表と併せて提出してください。
（給与支払報告書（源泉徴収票）の用紙は、税務署又は岩国市役所で配布しています。）

③仕切紙について
普通徴収の方がいる場合は、仕切紙で個人別明細書を区分し提出してください。

〈個人事業主様へのお願い〉
★ 個人事業主の方が直接市へ持参される場合は、個人事業主様の※本人確認書類（個人番号および身元確認書類）の提示をお願いします。（郵送等で提出される場合は、本人確認書類の写しを添付してください。）
※ 詳しくは岩国市ホームページをご確認ください。（岩国市ホームページ→くらしの情報→市民税・県民税→市税の手続きにおけるマイナンバー制度の導入について）
★ 委任を受けた税理士等が代理で提出する際は、税務代理権限証書（委任状）・税理士（代理人）本人の身元確認書類の原本・事業主様の個人番号確認書類（写し可）の提示をお願いします。（郵送等で提出される際は、写しを添付してください。）

4　給与受給者の異動届出書等について

給与支払報告書の提出後４月１日までの間に転勤・退職・休職・長期欠勤等の異動が生じた場合は、４月15日㈬までに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。また、入社等で特別徴収（給与天引き）を新たに希望される方がいる場合は、「特別徴収への切替申請書」を提出してください。（異動届出書・切替申請書の様式は岩国市ホームページからダウンロードできます。）

5　eLTAXの利用について

給与支払報告書は、eLTAX（電子）で提出することもできます。

○eLTAX の利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAX ホームページをご覧ください。
eLTAX ホームページ：https://www.eltax.lta.go.jp/

○なお、eLTAX ご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。
eLTAX ホームページ「よくあるご質問」：https://eltax5.custhelp.com/

6　住民税の特別徴収実施のご案内

地方税法では原則として、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）は従業員の住民税を特別徴収（給与天引き）しなければならないこととされており、山口県内の全ての市町は、令和元年度より法令に基づく特別徴収義務者の完全指定を実施しています。住民税の特別徴収をまだ実施されていない又は一部未実施の事業主の方は、特別徴収への切替をお願いします。

事業専従者給与の場合はその旨明記してください。

令和９年１月１日現在の氏名・住所を記入してください。

個人番号（マイナンバー）を記入してください。
※記入誤りのないようにお願いします。

16歳未満（平成23年１月２日以降生まれ）の扶養親族は、控除対象扶養親族の数に含めず、16歳未満扶養親族の欄に人数を記入してください。

⑨ 給与支払報告書（個人別明細書）

※		整理番号	※

支払を受ける者	※区分	（受給者番号）	01-23456-789
	住所 岩国市今津町一丁目14番51号	（個人番号）	012345678912
		（役職名）	
		氏名 （フリガナ）イワクニ イチロウ	岩国 一郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	㋐内 8,400,000円	㋑ 6,460,000円	3,531,344円	内 0円

（源泉）控除対象配偶者の有無等	老人	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。） 特定	老人	その他	特定	老人	その他	16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。） 特別	その他	非居住者である親族の数
㋒有 ○	従有 ㋓	㋔ 380,000円	㋕ 1人 従人	㋖ 内 1人	㋗ 1人 従人	㋘ 1人	従人	人 従人	1人 従人	1人	㋙ 内 人 ㋚ 人	㋛ 人

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
310,000円	㋜内 411,344円	㋝ 120,000円	㋞ 50,000円	195,300円

（摘要）
前職：㈱イワクニ商事 支払金額1,478,000円 社会保険料104,860円 源泉徴収税額61,054円
普通徴収

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	㋟ 33,000円	旧生命保険料の金額	㋠ 50,000円	介護医療保険料の金額	㋡ 90,000円	新個人年金保険料の金額	㋢ 円	旧個人年金保険料の金額	㋣ 78,000円
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日（１回目）	年 30 月 2 日 24	住宅借入金等特別控除区分（１回目）	住（特）	住宅借入金等年末残高（１回目）	円		
	住宅借入金等特別控除可能額	円 200,000	居住開始年月日（２回目）	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分（２回目）		住宅借入金等年末残高（２回目）	円		

（源泉・特別）控除対象配偶者	（フリガナ）イワクニ ハナコ 区分	配偶者の合計所得	㋤ 円	国民年金保険料等の金額	円 0	旧長期損害保険料の金額	㋥ 円 60,000
	氏名 岩国 花子			基礎控除の額	円 670,000	所得金額調整控除額	円
	個人番号 022222222222						

控除対象扶養親族等			区分	16歳未満の扶養親族			区分	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号
1	（フリガナ）イワクニ ジロウ	岩国 二郎		1	（フリガナ）イワクニ ゴロウ	岩国 五郎		
	個人番号	033333333333			個人番号	066666666666		
2	（フリガナ）イワクニ サブロウ	岩国 三郎		2	（フリガナ）			
	個人番号	044444444444			個人番号			
3	（フリガナ）イワクニ シロウ	岩国 四郎		3	（フリガナ）			5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
	個人番号	055555555555			個人番号			
4	（フリガナ）イワクニ ロクロウ	岩国 六郎	50	4	（フリガナ）			
	個人番号	077777777777			個人番号			

㋦未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 ㋧特別 ㋨その他	㋩寡婦	㋪ひとり親	㋫勤労学生	中途就・退職 就職	退職	年	月	日	受給者生年月日 元号	年	月	日
									○		8	7	1	昭和	58	10	8

（市区町村提出用）

支払者	個人番号又は法人番号	1234567890123
	住所（居所）又は所在地	山口県岩国市横山2-7-19-25
	氏名又は名称	株式会社 岩国物産 （電話）0827-00-1234

（摘要）に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

前職分給与がある場合は、必ず「支払者名」・「給与支払額」・「社会保険料」・「源泉徴収税額」を支払者ごとに記入してください。

徴収区分を記入してください。記入のない場合は、「特別徴収」として処理します。（乙欄・退職者を除く）

令和９年１月以後に提出する給与支払報告書から、eLTAX等による提出義務化の対象が、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更になりました。

詳しい内容は、二次元コードをご確認ください。

国税庁ホームページ

eLTAXホームページ

※その他記載にあたっては、国税庁の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。